生活習慣病管理料についてのお知らせ

厚生労働省が定める対象疾患を主病とする患者様に対して、【特定疾患療養管理料】(225点)を算定しております。

厚労省が行った 2024 年(令和 6 年)の診療報酬改定により、特定疾患療養管理料の対象疾患から「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」が除外されます。

上記疾患のいずれかの治療を中心的に実施している患者様に対して、個々に応じた療養計画に基づいてより専門的・総合的な治療管理をおこなう【生活習慣病管理料(II)】(330点)へ移行するように指示がありました。

このため 2024 年 6 月 1 日から指針通り、「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」のいずれかを中心的に治療行っている全ての患者様は【特定疾患療養管理料】から【生活習慣病管理料(Ⅱ)】へ移行します。

今回の改定にて特定疾患処方管理加算 1/2、および外来管理加算は算定不可となりました。よって算定方法は以下の様に変更となります

【現行/改定前】(~2024.5.31)		【改定後】(2024.6.1~)
再診料(73 点)		再診料(75 点)
外来管理加算(52 点)		サルイ(7.5 点)
特定疾患療養管理料(225点)		生活習慣病管理料Ⅱ(330点)
特定疾患処方加算 1(18 点)/2(66 点)		
処方箋料(68点)		処方箋料(60点)
合計(436点 / 484点)	,	合計(465点)

- ★今回の改定より、3 割負担の患者様からも【特定疾患療養管理料】、および【生活習慣病管理料(II)】を算定させていただくこととなりました。
- ★インスリン製剤などで在宅管理料を算定されている患者様に関しては該当しません。

療養計画書についてのお知らせ

【生活習慣病管理料(Ⅱ)】算定に伴い、

患者様個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事・運動に関する、具体的な指導内容、検査結果を記載した療養計画書の作成が必須となりました。これは『生活習慣に関する総合的な治療管理が重要である』という観点から、生活習慣の問題点を把握し、検査内容を理解し、目標を設定する事で治療管理を行うことを目的とされています。

概ね4か月に1回程度、計画書を再び作成するように通達がありました。

初回時のみ必ず『療養計画書』に署名(サイン)を頂戴する必要があります。

再度、計画書を作成した場合も署名をいただくこともあります。

お忙しい中ご来院いだいたところ申し訳ございませんが、お手数かけますこととご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

今後ともよろしくお願いいたします。

2024 年 6 月 1 日 なかやまクリニック 院長 中山幹浩